甲州市

協働のまちづくり推進計画

平成 24 年 3 月

目　次

まえがき‥‥1

1.　推進方針‥‥3

2.　これまでの取組ｚ‥‥3

3.　新たな地域型組織の設計に向けて‥‥3

4.　甲州市協働のまちづくり推進計画‥‥4

(1)　啓発活動の推進‥‥5

(2)　人材の育成‥‥6

(3)　市民活動に対する支援活動の強化‥‥7

(4)　推進に向けた態勢づくり‥‥8

(5)　制度化に向けた研究‥‥9

資料編

まえがき～甲州市協働のまちづくりを進める基本指針から～

私たちのまち甲州市は、豊かな自然や歴史文化に彩られた果樹園交流のまちです。昔からの良き伝統や地域の絆が息づいています。このまちをより元気に、より暮らしやすく、より魅力あるまちにしていくためには、私たち市民一人ひとりが、自ら進んで行動していかなければなりません。一人では解決できないような問題も多くあります。まずは私たち一人ひとりが、身近なことから取り組んでいくことが大切です。

近年、経済状況や社会環境の変化により地域課題は多様化し、行政だけでは対応が難しくなっています。教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉など、人を支える公共の役割に市民一人ひとりが参加し、地域全体で担っていくという新しい価値観を醸成していく必要があります。「協働のまちづくり」は、私たちの生活基盤である区や公民館などの地域組織と、地域の生活課題に取り組むＮＰＯ※やボランティア・グループなどの市民団体が中心になって、行政や事業者と対等な立場で、ともにまちづくりの課題に取り組み、新たな地域社会をつくっていこうという運動です。

第1次甲州市総合計画※では、基本目標の一つに「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を掲げています。一人ひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、できることに取り組むことから、よりよいまちづくりは始まります。この基本方針は、協働のまちづくりを進めていくうえで基本となる考え方や、目指すべき方向を示しました。私たちは同じ甲州市民として、まちづくりに対する思いを一つにして、助け合い支え合って、次代へつなぐ協働のまちづくりを一緒に進めていこうではありませんか。

※ＮＰＯ　利益の追求を目的としないで、社会的な使命の実現を目指して、公益的な活動を行う民間の組織や団体をいう。特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づいて認証された団体はＮＰＯ法人と呼ぶ。英語の non-profit（非営利）organization（組織）の略。

※第１次甲州市総合計画　甲州市の行政運営の基本となる最上位の計画。平成 20 年度を初年度とし平成 29 年度を目標年度としている。

【本市における協働のまちづくりのイメージ】

図 2 甲州市における協働のイメージ

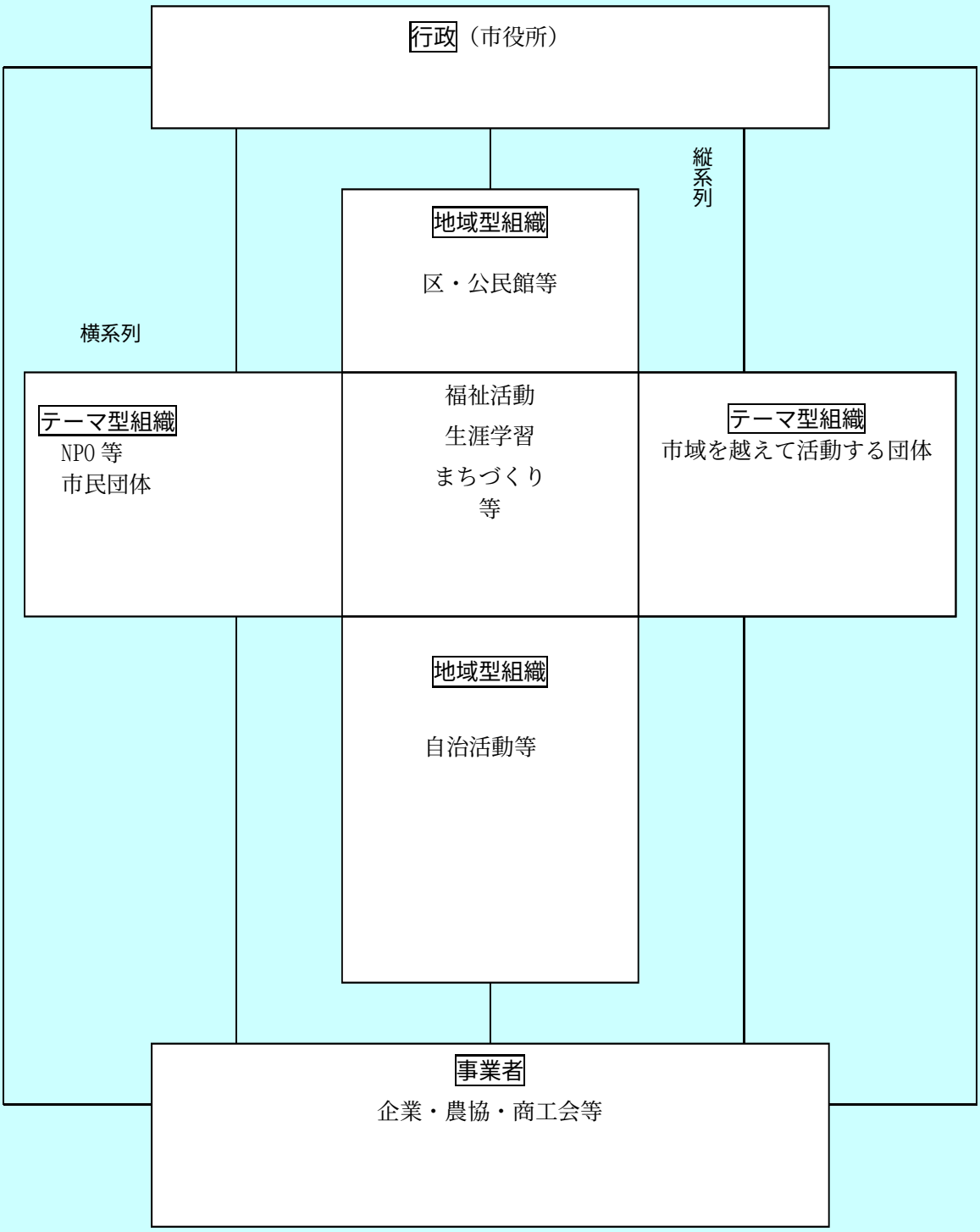

1.【推進方針】～甲州市協働のまちづくりを進める基本方針から～

(1) 啓発活動の推進
(2) 人材の育成
(3) 市民活動に対する支援機能の強化
(4) 推進に向けた態勢づくり
(5) 制度化に向けた研究

2.【これまでの取組】

■2010年(平成22年) 7月　甲州市市民との協働に関する指針策定委員会を設置
■2011年(平成23年) 3月　「次代へつなぐ元気な甲州(まち)への道標(みちしるべ) 甲州市協働のまちづくりを進める基本方針」を策定
■2011年(平成23年) 7月　甲州市協働のまちづくり推進委員会を設置
■2012年(平成24年) 3月　「甲州市協働のまちづくり推進計画」を策定

3.【新たな地域型組織の設計に向けて】

行政･市民･事業者との協働において、甲州市では行政と地域型組織との縦の関係の協働をその特色としています。しかし、従来の地域型組織の活性化と新しい地域型組織のあり方が重要な課題となっています。合併後も行政と地域型組織との協働例は多くありますが、ともすれば固定化し硬直化する傾向があります。例えば、今後予想される大災害において従来の地域型組織は適切に対応できないのではないかという恐れの中で、より適切で効果的な共助の関係を地域で築いていくことが必要とされています。甲州市には区、地区公民館、自治公民館など従来の地域型組織があり、地域の人づくり地域づくりに貢献しています。さらに新しい地域型組織の可能性を探る時期に来ています。

新しい地域型組織は色々な考え方があると思われます。小学校区というわれわれにもなじみのある一つの共同体意識があります。区や公民館よりは広く、旧市町村のエリアよりも狭い地域における共助の関係と考えたいと思います。推進委員会では多くの有用で示唆に富む意見や実例が出されました。今まで単独では解決しなかった問題が新しい仕組みで動き始めた例がありました。それが小学校区という旧村単位での枠の中で発想されたというのは大変重要なことだと思います。

行政は、地域の活動をモデルとして応援し、熟成したところで回りに広げていくというようなスタイルが望ましいように思われます。今後とも新しい地域型組織のあり方について検討を続けていく必要があります。

4. 甲州市協働のまちづくり推進計画【概要】

推進方針	推進項目	推進施策
（1） 啓発活動の 推進	① 地域における研修や啓発活動等の推進	研修、啓発事業等の実施
		意見交換会等の開催
	② 広聴広報活動の強化	広報紙による情報提供
		ホームページによる情報提供
		パブリックコメントの実施
		協働 PR 用リーフレット等の作成
		多様な広報媒体の活用
		市民にわかりやすい情報提供
		各種イベントを活用した啓発
		意見交換会・シンポジウム等の実施
		事業者等への情報提供
	③ 男女共同参画推進運動との連携	男女共同参画推進運動との連携
（2） 人材の育成	① 次代を担う青少年の育成	地域を知る学習会等の実施
		青少年の地域活動への参加の促進
	② 地域リーダーの育成	市民団体や市民を対象とした研修等の機会を設ける
		コーディネーター・ファシリテーター養成
		リーダー養成講座の開催
		人材の登録とネットワーク化
	③ 市職員の研修等強化	市職員の研修活動の推進
		市職員の地域活動等への参加推進
（3） 市民活動 に対する 支援機能 の強化	① NPO やボランティア・グループ等が取り組むまちづくり活動促進のため行政による支援機能の強化	NPO やボランティア・グループ等への公共施設等を活用した活動拠点や情報共有の場の提供等支援
		NPO やボランティア・グループ等への補助金、助成金等の財政的支援
	② 地域型組織への支援の強化	地域型組織の活性化と新しい地域型組織への支援
		市職員による支援活動の推進
		地域型組織が行う活動に対する財政的支援
（4） 推進に向け た態勢づ くり	① 地域ごとの緩やかな連携体制	区や公民館、NPO,ボランティア・グループ等のネットワーク化
	② 全市的な推進組織	協働のまちづくりを推進する市民参画による組織の設置
	③ 市役所内における推進と連携組織の設置	市に推進本部を設置
		市に職員ワーキンググループを設置
	④ 大学・研究機関との連携強化	大学・研究機関との連携強化
（5） 制度化に向 けた研究	① 推進計画の策定	協働のまちづくり推進計画の策定
	② 条例化に向けた研究	条例化に向けた研究
	③ 市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究	市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究

(1) 啓発活動の推進

わたしたちは、市政や地域に関する情報や市民の意見、地域団体の活動の状況などをわかりやすく提供する機会や手段を充実させ、お互いの情報を共有していきます。まちづくりの情報が適切に公開されるしくみを作るとともに、まちづくりについて男女ともに参画し考えることができる地域社会の実現をめざします。

推進施策	内　容	担当課
① 地域における研修や啓発活動等の推進		
■研修、啓発事業等の実施	区や公民館等が主体的に関わる研修、啓発事業等を実施します。	市民生活課 生涯学習課
■意見交換会等の開催	区や公民館等が主体的に関わる地域住民対象の意見交換会等を実施します。	市民生活課 生涯学習課
② 広聴広報活動の強化		
■広報紙による情報提供	「広報こうしゅう」、「こうしゅう市議会広報」との連携を図ります。	市民生活課 政策秘書課 議会事務局
■ホームページによる情報提供	市ホームページを活用した協働に関するサイトの設置や、NPO、ボランティア・グループ等の活動情報の一元化を図ります。	市民生活課 政策秘書課
■パブリックコメントの実施	市の施策について、ホームページなどを活用し市民の意見を反映します。	市民生活課 政策秘書課
■協働 PR 用リーフレット等の作成	協働のまちづくりを推進拡大していくため市民、区自治会、公民館などへ事例集や PR 用リーフレットなどの作成・配布をします。	市民生活課
■多様な広報媒体の活用	各関係機関ホームページ、フリーペーパー・タウン誌、掲示板、ブログ、TV・ラジオ、回覧板、マスコットキャラクター等様々な広報のツールを活用します。	市民生活課 政策秘書課 総務課
■市民にわかりやすい情報提供	市民との情報共有を推進するため、市の施策、財政（予算、決算）等市民が読みやすい、理解しやすい、親しみやすい、活用しやすい工夫をこらした情報提供をします。	市民生活課 政策秘書課 財政課
■各種イベントを活用した啓発	市の祭りやイベント、ウォーキング、フットパス、NPO,ボランティア団体等のイベントを活用した啓発活動を行います。	市民生活課 観光交流課
■意見交換会・シンポジウム等の実施	協働のまちづくりや NPO、ボランティア・グループ等への理解を深めるための市民を対象とした講演会、研修、講座、ワークショップなどを開催します。	市民生活課
■事業者等への情報提供	広報等の配布方法を検討し、事業者等へ必要な情報提供ができるようにします。	市民生活課 政策秘書課
③ 男女共同参画推進運動との連携		
■男女共同参画推進運動との連携	協働の観点から連携して啓発活動を実施します。	市民生活課

（2） 人材の育成

わたしたちは、地域活動や市民活動を担うリーダーの発掘や人材の育成など積極的に取り組んでいくとともに、個性的で魅力のあるまちづくりに向け、身近な地域課題の解決に取り組んでいくという意識を育てていきます。また、こうした人材を活用して、青少年をはじめ連続する幅広い世代を通じて、協働のまちづくりの学習機会を提供していきます。

推進施策	内　容	担当課
① 次代を担う青少年の育成		
■地域を知る学習会等の実施	青少年を対象に、地域の歴史、文化、産業遺産などを知る学習会を実施し、青少年の地域貢献など社会性を養います。	市民生活課 生涯学習課
■青少年の地域活動への参加の促進	青少年を対象とした地域活動の企画、運営をします。	市民生活課 生涯学習課
② 地域リーダーの育成		
■市民団体や市民を対象とした研修等の機会を設ける	地域の人的資源を発掘し、協働のまちづくり活動を担う人材となってもらうため、市民、ボランティア・グループ等を対象とした研修会等を実施します。	市民生活課 生涯学習課
■コーディネーター・ファシリテーター養成	地域のリーダーとなり、地域の様々な活動をつなげたり、まとめたりできるコーディネイト、ファシリテイト能力を備えた人材を養成します。	市民生活課 生涯学習課
■リーダー養成講座の開催	まちづくりの中心的な役割を担うリーダーを養成するため、まちづくり活動の企画、組織運営、管理等、行政、NPO、ボランティア・グループ、事業者等が主体となった講座・ワークショップ等の開催をします。	市民生活課 生涯学習課
■人材の登録とネットワーク化	協働のまちづくりを担う人材の登録と、行政、市民、NPO、ボランティア・グループ、事業者等の人材ネットワークを構築します。	市民生活課 生涯学習課
③ 市職員の研修等強化		
■市職員の研修活動の推進	市役所の協働体制を推進するため、協働に関する市職員の研修の機会を多く提供し、職員のリーダー力、企画力、調整力等の資質の向上を図ります。	市民生活課 総務課
■市職員の地域活動等への参加推進	市職員が地域の活動や協働事業等に積極的に参加することを推進します。	各課共通

（3） 市民活動に対する支援活動の強化

わたしたちは、地域住民が活動をしやすい環境づくりを行ないます。地域活動や市民活動の拠点や窓口の充実に努めるとともに、財政的及び人的な支援をおこない、継続的･安定的な活動ができるよう支援を行ないます。また、区や公民館などの地域型組織の活性化と時代の要請に応じた新しい枠組みを検討します。

推進施策	内　容	担当課
①NPO やボランティア･グループ等が取り組むまちづくり活動促進のため行政による支援機能の強化		
■NPO やボランティア･グループ等への公共施設等を活用した活動拠点や情報共有の場の提供等支援	NPO、ボランティア･グループ等の活動拠点や情報共有の場を提供するため、既存公共施設等を提供し、必要な整備等を行います。又わかりやすい情報提供等を行います。	市民生活課 管財課 地域総合局
■NPO やボランティア･グループ等への補助金、助成金等の財政的支援	NPO やボランティア･グループ等が行う新たなまちづくり事業に対する助成制度や、既存の補助金を統合した包括的な補助金により、地域課題や地域の特性に応じた事業に対する財政的支援をします。	市民生活課 財政課
② 地域型組織への支援の強化		
■地域型組織の活性化と新しい地域型組織への支援	既存の地域型組織の活性化を図るとともに、小学校区単位での新しい地域型組織のあり方を検討し、その創設に対する支援を行います。	市民生活課 総務課 政策秘書課 生涯学習課 地域総合局
■市職員による支援活動の推進	地域、NPO、ボランティア・グループ、事業所等が行うまちづくり事業に対して、地域担当制等、市職員による支援活動を推進します。	市民生活課 総務課 政策秘書課 生涯学習課 地域総合局
■地域型組織が行う活動に対する財政的支援	区や公民館などが行う新たなまちづくり事業に対して、財政的な支援を行う制度を設けます。	市民生活課 財政課

（4） 推進に向けた態勢づくり

わたしたちは、市民参画による全市的な推進組織を設置し、行政内における連携体制を作り協働を促進します。それを通じて、市民、区や公民館、NPO、ボランティア･グループ、企業･事業者など地域のまちづくりの担い手が、地域の課題の解決や地域の活性化のため、それぞれの責任と役割分担を明らかにしながら、より有機的で効果的な活動ができるよう、緩やかな連携が図られるよう支援します。また、地域の経済の活性化のため、地域住民と企業･事業者などとの関係の強化を支援します。市は大学や研究機関と連携しながら、新しい理念や手法などについて導入を図っていきます。

推進施策	内　容	担当課
①　地域ごとの緩やかな連携体制		
■区や公民館、NPO,ボランティア･グループ等のネットワーク化	地域ごとに、区や公民館、NPO 等各種団体、事業者等が話し合いや情報交換ができる緩やかな連携体制の構築をします。又地域と事業者等との関係の強化を図ります。	市民生活課 生涯学習課 産業振興課
② 全市的な推進組織		
■協働のまちづくりを推進する市民参画による組織の設置	協働のまちづくり施策を推進するにあたり、市民から幅広く意見を聞くための組織を設置。又市民等からの提案型事業等を審査する第三者的機関としての機能を付与します。	市民生活課
③ 市役所内における推進と連携組織の設置		
■市に推進本部を設置	全庁的に協働の推進を図るため、総合調整機能を持った市役所内の横断的組織を設置します。各課等の分掌事務に「協働の推進に関すること」を加えて行きます。	市民生活課 政策秘書課
■市に職員ワーキンググループを設置	推進本部や協働のまちづくり推進委員会の指示決定に基づき、具体的なまちづくり事業を検討するための職員によるワーキンググループを設置します。又職員協働マニュアルの作成を行います。	市民生活課 政策秘書課
④ 大学・研究機関との連携強化		
■大学･研究機関との連携強化	大学や研究機関などの外部機関との連携を強化し、理念や手法の確認、新しい考え方の導入や実践策について研究します。	市民生活課 政策秘書課

（5） 制度化に向けた研究

わたしたちは、市民協働のまちづくりの理念を具体化するための推進計画作りや制度的な基盤となる条例作りなどについて検討をおこないます。また、NPO やボランティア･グループなどの安定した活動が行なえるための様々な資金調達方法など市民とともに研究していきます。

推進施策	内　容	担当課
① 推進計画の策定		
■協働のまちづくり推進計画の策定	市民協働のまちづくり推進委員会により協働のまちづくり推進計画を策定します。	市民生活課
② 条例化に向けた研究		
■条例化に向けた研究	協働推進条例、自治基本条例の検討を行います。	市民生活課 総務課 政策秘書課 生涯学習課
③ 市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究		
■市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究	NPO,ボランティア･グループ等の市民団体のまちづくり活動が継続的･安定的に行えるような市民参加方式の資金調達の仕組みについて研究します。	市民生活課 政策秘書課 産業振興課 財政課

資料編

資料1 【甲州市協働のまちづくり推進委員会意見集】

推進方針	推進項目	推進施策意見
(1)啓発活動の推進	①地域における研修や啓発活動等の推進	・区や公民館などが主体的に関る研修、啓発事業等の実施＊ ・地域イベントに広報出張所 ・市民対象の意見交換会の開催
	②公聴広報活動の強化	・広報紙による広報活動＊ ・広報紙へ毎月コーナーを設けて連載する ・市のホームページによる広報活動＊ ・市HP・広報紙の活用 ・各関係機関HPなどとの連携 ・フリーペーパー、タウン誌などを活用 ・協働情報を伝える掲示板 ・民から協働記事を発信 ・啓発自体を市民との協働で実施 ・パブリックコメントの実施＊ ・シンポジウムの実施＊ ・意見交換会の実施＊ ・ITなど様々なツールを用いた情報発信のありかた ・ブログなどの活用 ・TVの活用　CMを強化 ・専用のHPの開設 ・広報の中身(折り込み)が多すぎて市民が読まなくなった。検討する必要がある。 ・市の情報を分かりやすく市民に伝える ・回覧板のあり方を検討する必要がある。 ・自由に書ける体質を。 ・市の情報(財政、施策など)分かりやすく市民に伝える。 ・わかりやすく色やキャッチフレーズで工夫 ・市民が具体的に行動を起こす為の窓口や情報の公開 ・ウォーキング、フットパスなどの機会とリンク　した地域の物産、歴史等の説明 ・お祭りやイベントで市の情報を分かりやすく伝える ・各団体のイベントに参加しての広報活動 ・啓発ポスターの作成 ・協働PR用リーフレットの作成 ・地元の風景を出したりイベントに徹底して参加し啓発 ・意識づくりの啓発 ・楽しく啓発 ・市民からの楽しい意見を実現する努力 ・甲州市戦隊をもっと活用 ・楽しい雰囲気づくりをする　BGM ・企業・事業者に対する広報の充実を

推進方針	推進項目	推進施策意見
	③男女共同参画推進運動との連携	・協働の観点から連携して啓発活動を実施＊
(2)人材の育成	①次代を担う青少年の育成	・地域を知る学習の実施し、地域貢献など社会性を養う＊ ・育成会・子供クラブの支援体制と各種団体との協力体制 →青少年の育成 ・小中学生を対象とした協働の活動 ・若年層の発掘 ・学校の課外活動を多くする ・青年はイベントに参加するように ・青少年の地域活動への参加の促進 ・地域活動を青少年に企画させる ・ミッションを限定しての青少年の活動促進
	② 地域リーダーの育成	・市民団体や市民を対象とした研修機会を設ける＊ ・団塊の世代など退職した方々が地域に戻ってこれまで培った経験、能力を発揮しようという仕組み作り、仕掛け ・地域の人々で無尽を行うとリーダーはできる ・市民の様々な活動をつなげるファシリテーター養成 ・地域リーダーの育成は男女バランスよく行う ・地域リーダーは地元から上がる形で ・地域の歴史、地域の遺産を上手に説明する人材の育成 ・市職員、県職員の積極的な地域への参加 ・リーダー養成のため出前講座の開催 ・各分野でのリーダー育成講座等 ・幅広い年代による活動組織の育成 ・人材バンクをつくる ・協働研修修了者の人材バンク
	③ 市職員の研修強化	・市職員の研修活動を推進する＊ ・市職員の研修費をふやす ・管理職の研修 ・職員が講師となり市職員への勉強会実施 ・課相互の協働、連携を強化 ・全庁の協働体制を作る ・職員自体の縦割り意識を破る ・若い職員が意見を出しやすい雰囲気づくり ・やらせてみて職員を育てる ・本当の意味で連携ということを知らない ・市職員は企業に出向すべき ・役所の外で仕事をする ・NPOへの出向等 ・NPOと協力して活動参加 ・市職員を活動に派遣 ・市民と市職員が一緒に研修を行う ・市職員と市民の融合した研修会の開催

推進方針	推進項目	推進施策意見
（3）市民活動に対する支援機能の強化	① NPOやボランティア・グループ等が取り組むまちづくり活動を促進のため行政による支援機能の強化	・プレゼン・事例発表会の実施 ・パブリシティー専門家の育成 ・現場主義の徹底 ・机上と実践の調和の取れた職員の育成 ・地域担当制の採用 ・市職員自ら地域活動等へ参加すべき ・区・公民館への支援＊ ・NPOやボランティアグループの支援＊ ・意見交換会、相談会の開催＊ ・NPO活動について情報交換 ・活動拠点や情報共有の場の確保、提供＊ ・情報交換を行う場の整備 ・既存公共施設有効利用　貸し出し、委託等 ・市役所の中に自由に使える会議室を確保 ・縦割り行政の問題　横断的に情報が動くようにする ・情報共有を強化 ・市の情報公開を強化 ・協働活動支援の助成金、補助金等 ・現在活動している内容に対する補助金、助成金など継続的な支援（新規事業ではなく） ・市単独補助制度 ・協働の新規事業 ・協働ファンドを作る。協働ファンドとは、協働的事業、活動に貸付や助成などを行うこと。市と民間の持ち合いファンド ・社会福祉協議会の役割の強化 ・市民提案型の補助金、助成金制度の創設 ・地域から具体的な協働事例を提案 ・協働事業を審査する場 ・マッチングファンド方式（資源持ち寄り方式）による協働 ・旧村単位のコミュニティの活性化支援 ・完成していないイベントから参加 ・NPO,ボランティア団体が施設を借りやすくする方策 ・施設の利用についてすべての情報を一元化する部署がほしい ・協働において行政の責任分担を明確にする必要がある。行政との協働事業であるという認定性
（4）推進に向けた態勢づくり	① 地域ごとの緩やかな連携体制	・地域ごとに、区や公民館、NPO等各種団体、事業者等が話し合いや情報交換できる緩やかな連携体制を築く＊ ・市民団体等のネットワーク化 ・協働カフェ ・各団体を集め推進組織をつくる ・公民館の事業活動（各種のイベント）にいかに参加させるか市として協力体制を

推進方針	推進項目	推進施策意見
		・出前講座を公民館活動にもっと折り込む ・各種団体とも積極的な参加と連携をしながらよりよい方向性を出しアピールする。 ・自分の地域を知るところから ・市民と行政が一緒に話し合う機会を増やす ・NPO・市民団体間の連携が図れるような情報共有。交流の場を定期的に設ける。 ・他市町村との連携 ・企業・事業者同士の交流、連携、協働の促進 ・地域の企業・事業所間で商品の購入を推進 ・協働により甲州市全体に広がる耕作放棄地の耕作維持 ・企業・事業所は企業市民と位置づけ市民や地域と連携する
	②全市的な推進組織	・協働のまちづくりを推進する市民参画による組織の設置＊ ・地域リーダーの育成として研修に参加した方の発表を広報にのせ市民に関心を持ってもらう ・市役所内に全体や必要部署へ情報、申請等を伝えて調整を図る部署があればよい ・市役所職員に協働の概念の周知を。前例がない！で済ませないようなフットワークがほしい ・職員の資質の向上と職員の評価法の確立 ・行政における部署間の横のつながりを調整する能力の必要性
	③市役所内における推進と連携組織の設置	・市に推進本部を設置＊ ・市に職員ワーキンググループを設置＊ ・協働をコーディネートする担当課を強化する ・推進委員会と関係部署との意見交換（市職員と意見交換） ・地域の困りごとコンシェルジェ。市役所コンシェルジェ ・市の腹を決める ・職員が協働を進めやすいように協働マニュアルを作成する
	④大学・研究機関との連携強化	・大学や研究機関などの外部機関との連携を強化し、理念や手法の確認、新しい考え方の導入や実践策について研究する＊
（5）制度化に向けた研究	①推進計画の策定	・市民参画による委員会や市役所の推進組織により協働の推進計画を策定する＊ ・推進計画はある程度ファジーな提案にとどめる ・物語やストーリーを持たせて、全体像や関連づけて文章化
	②条例化に向けた研究	・協働推進条例、自治基本条例の研究＊
	③市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究	・資金面から支援する新しい市民参加方式を研究する＊ ・活動資金が集まる仕組みづくりを ・行政の手続きを踏まえた資金運用の仕組みづくり

資料2 【地域型組織について及び推進委員会意見等】

1. 地域型組織について

○ 地域型組織とは

一定の地域の中で生まれ育ち、また移り住んだ人たちの集まりで、地縁による運命的な共同体です。現在も最も身近なコミュニティーとして、慣習的に助け合いと一定の決まりのもとで、地域社会を運営しています。活動は、地域内に限られる縦系列に位置する組織であると言えます。区や公民館等がその代表例です。

○ 地域型組織の課題

少子高齢化や核家族の進行といった社会構造の変化に伴い、人間関係の希薄化や農業や地域行事の担い手不足が進み、地域社会の活力の低下が見られます。

また、区や公民館等の地縁的な組織は、地域と最も身近な組織であるため、ともするとその組織の形態や運営の方式が固定化し、活動の硬直化が進み、本来の自治機能が低下する傾向があります。

○ 地域型組織の役割

区や公民館等には慣習的な相互扶助と相互規制のもと、封建色の強いものとして見られる向きもありますが、現在、地域自治の基本的な推進役としての重要な役割を担っているものと認識されています。国内の大震災において立証されたように、災害時における自主防災機能は改めて強く認識されるところとなりました。

○ 地域型組織の活動の実例

基本指針の中では、地域型組織の活動例として24項目が挙げられていました。区や公民館、また、文化、スポーツ、健康福祉、農業と言った分野における地域の団体が終結し活動を行っています。この中で特徴的なのは、その活動内容は合併前の旧市町村で行われていたものをほぼ同じ形で行われていたものをほぼ同じ形で引き継いでいることです。

○ 地域型組織の新しい活動の方向性

(1) 地域のあり方を自ら考えて行く自治の精神を基本にした区や公民館活動の活性化が必要です。

(2) 地域個性や多様性を尊重したまちづくりの推進が必要です。合併前の3旧市町村、旧市町村の中の旧村単位のまとまりなど、歴史や文化、産業、自然などの異なる個性や多様性を甲州市の魅力として活用していく必要があります。

(3) 地域型組織は、NPO やボランティア・グループ等横断的なつながりを持つテーマ型組織との協働関係を積極的に持ち、新しい発想や企画力、実践力を高めていくことが必要です。

(4) 小学校区等の単位でコミュニティー活動の可能性を探ることが必要です。区や公民館等の範囲ではやりにくい事業や活動をより効果的に行うため、小学校区といったより広い単位での活動の可能性を考えていくことが今後必要となります。小学校区の単位の多くは昭和の合併以前の旧村単位のまとまりと重なっています。

○ 地域型組織の新しい展開

小学校区の範囲で、PTA、社会福祉協議会、老人クラブ等の地域型の活動団体が集まって自ら計画の立案を行い、実行し、それに対して行政が支援するという形態が流行しています。防災などの分野で今すぐに問題が顕在化するわけではありませんが、こうした新しい地域型組織の枠組みについて考えていく必要があります。

2. 推進委員会における意見や実例

(1) NPO 法人コロボックルの利用者は地域の方がほとんどです。昔の縁側のような場所となっています。集まって、悩みなどを見せ合える場所として民間で運営しています。歩ける範囲で皆でそういう場所を作ることを面白いと感じています。これはエリアマネジメントにつながっているのかなと思います。かっちりとした制度を作るのではなく、行政はそういう場所を応援したり、相談に乗りますという場を小学校区で作ろうという感じでよいのではないかと思います。

(2) 甲州市で総合型地域スポーツクラブをやっています。各市町村に1つづつ作ろうと言う流れの中で活動しています。様々な活動主体が元になって活動しています。通える範囲をベースにして人々が集まるという活動をしています。

(3) 勝沼地域には49区の中に18の自治公民館があります。勝沼地域の場合、何かをする場合、中学校区だと広く、広い場合には小学校区、公民館の区、単独区などが考えられます。適正な大きさで活動することで連携がうまく行ったり、地域との愛着が持てたりします。勝沼では旧村単位で行っていることが多く、それが地域のよい刺激になっていると思います。

(4) 大和地域の場合は、小学校が一つなのでまとまりとしては小学校区でよいです。しかし、合併後、区での自主的な活動がなくなって市民主体の活動がない変な感じがしています。

(5) 塩山地域の大藤で「大藤の福祉を考える会」があります。地区の民生委員が発案し区長などが集まりました。1年目は生まれた子に絵本を贈ろうという企画を実施しました。2年目は社会福祉協議会に引継ぎ、独居老人に弁当を届け、話を聞くということをしました。地区の民生委員が自分たちの住んでいる地区をどうしたらよいかという切実な思いが理解を得たのだろうと思います。資金の話もありましたが、工面できる範囲で結果を出すことができています。否定的だった人々も今は理解を得ています。

(6) 勝沼地域の事例では、育成会は0歳児から皆入っていました。そこで知り合った母親がバレーボールの集まりを新たに作っています。

(7) 学校の PTA 組織へは子供のいる家庭は必ず入っていますが、卒業すると当然脱退してしまいます。若い力が抜けるのはもったいないですね。

(8) 育成会も卒業すると人とのつながりが終わってしまいます。終わったあとの活動の場がありません。安協では敷居が高く、クラブなど何か活動の場がないかと思います。

■甲州市協働のまちづくり推進委員会

順不同、敬称略

NO	氏名	所属等	性別	備考
1	日高昭夫	山梨学院大学法学部教授	男	学識経験者
2	田邉裕人	甲州市区長会　会長	男	学識経験者
3	有賀 文雄	甲州市区長会　副会長	男	学識経験者
4	佐藤 卓男	甲州市区長会	男	学識経験者
5	辻　武彦	甲州市公民館館長主事会　会長	男	学識経験者
6	秋山 紀勝	甲州市公民館館長主事会　副会長	男	学識経験者
7	井上 文弘	甲州市公民館館長主事会　副会長	男	学識経験者
8	日原 佐徳	一葉のまちづくりの会	男	学識経験者
9	武川仲子	甲州市社会福祉協議会　地域福祉担当	女	学識経験者
10	小尾里美	人形劇団「葡萄の実」代表	女	学識経験者
11	佐野　久	甲州市商工会	男	学識経験者
12	柏木清次	NPO法人 甲州元気村 代表	男	学識経験者
13	塚田純子	NPO法人 あっぷる 代表	女	学識経験者
14	榊原 雅樹	NPO法人 コロボックル 理事長	男	学識経験者
15	天野文子	地域づくりボランティア	女	学識経験者
16	吾妻治久	地域づくりボランティア	男	公募
17	中村　実	甲州スポーツ倶楽部 代表	男	公募
18	樋口なつ子	コミュニティーマート・よってけし 代表	女	公募
19	柳通めぐみ	NPO法人山梨家並保存会	女	公募
20	小俣多美子	勝沼フットパスの会	女	公募

■第1回委員会　平成23年　7月26日

■第2回委員会　平成23年　9月26日

■第3回委員会　平成23年11月29日

■第4回委員会　平成24年　2月14日

■第5回委員会　平成24年　3月27日